

議案第7号

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

平成29年11月29日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

体育施設について、利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料  
金制度の導入及び使用料の一部見直し等を行うため、条例の一部を改正するもの  
である。

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第3号中「使用料の徴収」を「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改める。

第7条中「教育委員会が特に必要と認める」を「指定管理者が必要があると認める場合であって、あらかじめ教育委員会の承認を得た」に改める。

第8条の見出しを「（休館日等）」に改め、同条第1項中「休場日」の次に「（以下「休館日等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が必要があると認める場合であって、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは、休館日等を変更し、又は臨時に休館日等を定めることができる。

第8条第1項第4号及び同条第2項を削る。

第9条の見出し並びに同条第1項及び第3項中「使用」を「利用」に改める。

第10条の見出し中「使用の」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「使用の」を削り、「使用者」を「利用者」に改め、「各号」の次に「のいずれか」を加え、「使用を」を「利用を」に改め、「退館」の次に「若しくは退場（以下「退館等」という。）」を加え、同項第3号中「使用」を「利用」に改め、同項第4号中「使用の」を削り、同項第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、「及び運営」を削り、同条第2項中「前項」を「指定管理者は、前項」に、「使用を」を「利用を」に改め、「使用の」を削り、「退館」を「退館等」に、「使用者」を「利用者」に改め、「指定管理者は、」を削る。

第11条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第2項中「前項の使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「使用料」を「利用料金」に、「のとおり」を「に定める金額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とし、これを変更する場合も、また同様」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

利用者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

第11条に次の1項を加える。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1号及び第2号中「使用」を「利用」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第13条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「使用者の責」を「利用者の責め」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第14条の見出し中「使用権」を「利用権」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第15条中「使用者」を「利用者」に、「設備をし」を「設備を設置し」に改める。

第16条の見出しを「(入館の制限等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「者の」の次に「入館若しくは」を加え、「退去」を「退館等」に改め、同条第3号中「、その他」を「その他」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げる者のほか、」に改める。

第17条中「使用者」を「利用者」に、「使用が」を「利用が」に、「使用の」を「利用の」に、「使用した施設又は」を「利用した施設若しくは」に改める。

第18条中「使用者」を「利用者」に改める。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(教育委員会による管理)

第20条 教育委員会は、富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第14条に規定するときその他やむを得ない理由により指定管理者による管理が困難であると認めるときは、第4条第2項の規定にかかわらず、自ら体育施設を管理するものとする。この場合において、第7条及び第8条中「指定管理者が必要があると認める場合であつて、あらかじめ教育委員会の承認を得た」とあるのは「教育委員会が特に必要があると認めた」と、第9条、第10条、第11条第1項及び第4項、第12条、第13条、第15条並びに第16条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第11条から第13条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条第2項中「に定める金額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とし、これを変更する場合も、また同様」とあ

るのは「のとおり」と、別表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表中「第11条第1項」を「第11条関係」に改め、同表の1 総合社会体育館使用料の表中「使用料」を「利用料金限度額」に、「専用使用」を「専用」に、「個人使用」を「個人」に改め、「に使用するとき。」を削り、同表備考2中「許可使用时间」を「許可利用時間」に、「料金」を「金額」に、「この表」を「本表」に改め、同表備考3中「使用时间」を「利用時間」に、「使用料」を「金額」に改め、同表備考4中「使用する」を「で利用する」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「金額」に改め、同表備考5中「勤務先」の次に「又は通学先」を、「有する者」の次に「(以下「市内利用者」という。)」を加え、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「金額」に改め、同表備考6中「使用料の徴収」を削り、別表の2 富津運動広場使用料の表中「使用料」を「利用料金限度額」に、「市内」を「市内利用者」に、「市外」を「市内利用者以外」に改め、同表備考2中「許可使用时间」を「許可利用時間」に、「料金」を「金額」に、「この表」を「本表」に改め、別表の3 新富運動広場使用料の表中「使用料」を「利用料金限度額」に、「市内」を「市内利用者」に、「市外」を「市内利用者以外」に改め、同表備考2中「許可使用时间」を「許可利用時間」に、「料金」を「金額」に、「この表」を「本表」に改め、別表の4 浅間山運動公園使用料の表中「浅間山運動公園使用料」を「浅間山運動公園利用料金限度額」に、テニス場使用料の部中「テニス場使用料」を「テニス場」に改め、同部全天候型アスファルト系コート(フットサル兼用)の項中「540円」を「430円」に改め、同部全天候型人工芝コートの項中「750円」を「640円」に改め、野球場使用料の部中「野球場使用料」を「野球場」に、「1使用」を「1利用」に改め、同部入場料の類を徴収しない場合の款野球以外の催物に使用するときの項中「に使用するとき」を削り、同部入場料の類を徴収する場合の款野球以外の催物に使用するときの項中「に使用するとき」を削り、同表備考2中「許可使用时间」を「許可利用時間」に、「料金」を「金額」に、「この表」を「本表」に改め、同表備考3中「市内在住者及び市内に勤務先を有する者」を「市内利用者」に改め、「野球場を」を削り、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「金額」に改め、同表備考4中「使用料の徴収」を削る。

(富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年富津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定中

「

540円
750円

」を「

430円
640円

」に、

「

550円
770円

」を「

440円
660円

」に改める。

附則第3項中「使用料」を「利用料金限度額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定中別表の4 浅間山運動公園使用料の表テニス場使用料の部全天候型アスファルト系コート（フットサル兼用）の項及び同部全天候型人工芝コートの項の改正規定並びに同表備考3の改正規定（「野球場を」を削る部分に限る。）並びに第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年4月1日前になされた使用の許可で、当該使用の日が同日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 利用料金に係る承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、平成31年4月1日前においても、改正後の第11条第2項の規定の例により行うことができる。